

平成24年6月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成24年6月21日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成24年6月臨時会

日 時 平成24年6月21日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1番 立花隆一	2番 日向美砂子
3番 細谷正	4番 宮寺賢一
5番 尾崎利一	6番 中野志乃夫
7番 中間建二	8番 中村庄一郎
9番 木村祐子	10番 須藤博
11番 高橋弘志	12番 田口和弘

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野勝	助 役 昼間守仁
会 計 管 理 者 田村茂	事 務 局 長 水口篤
総 務 課 長 藤野信一	業 務 課 長 村野盛雄
計 画 課 長 井上誠二	総務課長補佐 澁谷俊興
業 務 課 長 補 佐 小暮与志夫	計 画 課 長 補 佐 片山敬

議事日程（第 1 号）

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 諸報告

第 4 議案第 8 号 損害賠償の額の決定について

午前9時54分 開議

○議長【中間建二】 おはようございます。本日は6月定例会で皆様お忙しいところ、組合の臨時会にお集まりいただきまして大変にありがとうございます。

開会前に2点申し上げておきたいと思います。1点目には、本日の議事終了後に、管理者から報告がございますのでよろしくお願いをいたします。また、管理者報告につきましても、本日は質疑をぜひ受けていただきたいということで事前をお願いしてございますので、よろしくお願いを申し上げます。2点目といたしまして、本日、すべて終了後、散会後に、議員間での意見交換、懇談会を持ちたいと思っておりますので、お時間の都合がつく方はぜひお残りいただければありがたいと思っております。

それでは、ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会6月臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【中間建二】 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中間建二】 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【中間建二】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から指名申し上げます。4番、宮寺賢一議員。5番、尾崎利一議員。12番、田口和弘議員。以上3名の方をお願いをいたします。

日程第3 諸報告

○議長【中間建二】 日程第3、諸報告を行います。

諸報告につきましては、平成24年2月に行いました当衛生組合一般会計出納検査の結果についての報告書の写しでございまして、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第8号 損害賠償の額の決定について

○議長【中間建二】 日程第4、議案第8号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案第8号につきまして説明を申し上げます。

本案は、電気料金の支払いが期限を過ぎたことにつきまして、その延滞利息である損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議決をいただく提案を申し上げます。

本件の概要でございますが、東京電力の電気料金、平成24年3月分について、4月25日の口座振替日に公共料金用当座預金口座へ入金すべきものを、

誤って26日に口座に入金したため振替不能となり、5月1日の支払い期限を過ぎ、5月8日の支払いとなったものでございます。その結果、東京電力との電気需給約款に基づき、年10%の割合で7日分の延滞利息1万7,746円が発生したものでございます。なお、この延滞利息は、東京電力へ6月25日に口座振替で支払う予定になっております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【中間建二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

宮寺賢一議員。

○4番【宮寺賢一】 それでは何点かお伺いをいたします。まず確認ですが、この賠償債務の額の確定時期というのは、今のお話で5月8日ということでしょうか。その確認でございます。

それから、損害賠償1万7,746円ということですが、これとて3市市民の血税から賄われているわけでございますので、これは事務担当として心すべきことであると思いますが、これはこれからも繰り返すということは非常に問題だと思っておりますので、その辺について、管理者としてはどういうふうにお考えになっているのか、その点をお伺いいたしたいと思っております。

それから、これらの賠償に関する規定の整備というものについての考えなのですが、これらを例えば専決規程なり何なりの整備という形でお考えになっていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思っております。

それから、東京電力に延滞利息を支払うだけという形でございますが、例の原発事故による損害賠償でございますが、これらについては、当組合においてはどのような形になっているのか、実際の損害額をどのような形で算定をしているのか、あるいは全くないのか、その辺について、いろいろな自治体で損害賠償の動きというのはあるわけでございますが、その辺について、当組合としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上3点、お願いいたします。

○議長【中間建二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 それではお答え申し上げます。ほんとうに、今おっしゃったとおりでございまして、金額の高低ではなく、こういった事務が二度と起こらないように、今回は今回として深くおわびを申し上げるわけですが、この事故を二度と繰り返さないよう、こういった対策は事務的にはとらせていただきました。

また、今回、この経緯に至った流れを分析する中で、19日に、この事務にかかわった職員に対して厳重な注意の処分をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 損害額の確定でございしますが、5月8日に納付書により銀行から納付いたしましたので、5月8日で損害額は確定しております。

以上でございます。

○議長【中間建二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは3点目の、東電の支払い利息はそのとおりですが、原発の損害賠償に対する考え方ということでございしますが、直接的なこちらの組合としての被害ということにはございませんが、昨年、計画停電がございまして、そのときに炉の運転をとめたりして、それに附随して炉のほうで故障したりということでの費用はかかってございます。

また、定期的に空間放射線量ですとか焼却灰の放射能の測定をしておりますが、空間放射線量につきましては職員がはかっておりますが、焼却灰の放射能濃度につきましては委託で行っておりますが、現在のところは特にこれについて国に対して請求をするというような考え方は持っておりません。

それから、専決処分の件でございますが、私どものほうは自治法上の専決処分はできますが、額を決めておいて専決処分をその範囲内でさせていただくというような議決はいただいております。これにつきましては、ほかのごみ焼却を行っている他団体のほうも調べてみたところでございますが、1団体が持っておりますが、ほかの団体は持っていないという状況がございます。

ただ、今後こういうことがあってはならないとは自覚しておりますが、そういうご意見というか、ご指摘がもしありますようであれば、そういうことにつきまして検討させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長【中間建二】 宮寺賢一議員。

○4番【宮寺賢一】 ありがとうございます。先ほど、管理者の答弁の中で、事務的な対策をとられたということでございますが、その内容はどのようなものであるかというところをお聞かせいただきたいのが1点目です。

それから、専決処分について、1団体がそういう規程の整備がされていたということですが、具体的にどこということと、どのくらいの団体を調査した結果のこの1団体ということなのかをお教えいただけたらと思います。

それから、放射線の関係でございますが、これは放射線量は職員がやっているということですが、焼却灰のほうは委託ということでございます。それに対して、今のお答えの中で、国に対し云々というふうなことをおっしゃっていたように記憶をしておりますが、これは東京電力に対してどのようなことなのかということ。それから、そういうことはこの賠償債務の確定、いろいろな話し合いを持ったのだらうと思いますが、そういう中で、そういうお話に言及をされたことはないのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 それでは、この事故に対する再発防止対策でござい

ますが、組合内部で検討いたしまして、執行体制の見直しによる防止策と、機械的なチェックによる防止策の2つの対策をとることといたしました。

1つ目の執行体制の見直しでございますが、組合では公共料金は全部で14件ほどがございます。主管課におきまして、請求書に基づきまして支出命令票を作成しまして、総務課のほうに来るわけでございますが、その支出命令票に、今までは口座振替日あるいは支払い期限日を記載してございませんでしたが、これからは口座振替日、支払い期限日を明記いたしまして、支出命令票を総務課に提出することといたしました。

それを受けた総務課では、公共料金の支払い一覧表をつくりまして、提出された支出命令票にその一覧表を添付いたしまして、財務担当、財務係長、及び総務課長の複数の目でチェックをしております。

続きまして、機械的なチェックによる防止対策でございますが、従来から、口座振替処理につきましては、振替日の前日の深夜に1回、それから振替当日の深夜にさらにもう1回、全部で2回の振替処理を行っているということを、銀行に確認をしたところでございます。

そこで、1回目の処理に、前日の深夜に間に合わせるようにするために、今まで振替日の当日に入金していたものでございますが、前日に入金することといたします。振替当日の朝、前日の深夜の1回目に振替処理されたことを、パソコンの通信システムを利用して、財務担当が確認することといたします。これは今まで、そういうシステムを導入していなかったものでございますが、指定金融機関のりそな銀行に申し込みをいたしまして、朝の時点でパソコン通信システムを利用して口座の振替状況がわかるようなシステムを導入することといたしました。

万が一、当日朝に振替されていない場合につきましては、当日さらにもう一度入金処理をいたします。当日の深夜にもう1度、2回目の処理が行われますの

で、それに間に合わせるように入金をいたします。それから、振替当日の翌日の朝に、さらにパソコンで振替の確認をいたします。このように組織的なチェック体制と機械的なチェック体制の2つの対策をとりまして、再発防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中間建二】 村野業務課長。

○業務課長【村野盛雄】 東京電力の原発事故に伴う損害賠償の関係でございますが、先ほど、組合では放射能濃度の測定等を委託で行っているということで、かかる費用はございますが、東電についての損害賠償は考えておりません。

したがいまして、先ほど、債務の確定時の言及があったのかどうかということですが、それについては今お話ししたとおり、損害賠償を考えていないということと言及はしておりません。

以上でございます。

○議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 専決規程について調査した内容でございますが、清掃関係事務組合10団体を調査いたしまして、議決がある団体は1団体のみということでしたが、柳泉園組合がその規程を持っております。30万円以下の損害賠償額の決定及び和解が、その規程の中に指定されております。過去の例を問い合わせしましたところ、自動車の接触事故でその規程に該当したということを確認しております。

以上でございます。

○議長【中間建二】 宮寺賢一議員。

○4番【宮寺賢一】 すみません、ではもう1点、確認的に伺いたしますが、その原発の関係ですが、この賠償金とはもちろん性格は違うのですが、ただ、取られるだけ取られて、こちらのほうは考えていないというところがいま

一つ納得がいかないところがございますが、これらについては、他団体についての動きとか、そういうものがあるのかないのか。自治体の中でも検討中とか、あるいはもう賠償を請求したところもあるわけでございますが、その辺について、再度お聞かせいただければと思います。

○議長【中間建二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 他団体の状況については現在は把握してございませんが、清掃施設を担当し、業務を行っている団体として、三多摩清掃施設協議会がございますので、その幹事会等の機会がまたございますので、そういった中でお話をさせていただいて、状況も把握した上でまた対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【中間建二】 ほかに質疑はございませんか。

須藤博議員。

○10番【須藤博】 専決処分についての話題が出ていましたが、確かに専決規程があると合理的ですが、しかし、安易に専決処分を発動するということは、この議会でこういった臨時会を開くことによって、いろいろと議員の側も情報を得て、詳細な経緯がわかるということでメリットもありますので、またほかの話題についても情報は常に議員は知っておく必要がありますから、必ずしも専決処分が必要かどうか、それは軽々には言えないかなと思っております。

この、落ちなかった電気代は幾らだったのかということと、落ちなかったことがわかった時点で、即現金支払いというのはいかならないようになっているのかどうかを伺います。

○議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 振替ができませんでした金額でございますが、24年3月分ということで、973万5,491円でございます。

振替が25日ということで指定されておりますが、東京電力によりますと、振替は1回のみということで、5月1日の支払い期限を過ぎて初めて、5月2日に東京電力から電話で、振替ができませんでしたというお話がありまして、2回3回振替処理をしていただけるものと思っていたのですが、そういう処理はしていないということでございました。こういう場合は納付書でしか払えないシステムになっているようでございます。

以上でございます。

○議長【中間建二】 須藤博議員。

○10番【須藤博】 その納付書でということですが、要するに、東京電力の指定した引き落とし日でないと払えないと。例えば現金を慌てて持って行っても受けとってくれないということなんですか。

○議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 25日に振替ができてないという事実が判明したのが5月2日でございます、組合では26日に入金し、当然、振替されているという認識でおりましたので、支払いがおくれたわけでございますが、現金を持って行きますとも納付書がないとできないということでございます。

以上でございます。

○議長【中間建二】 須藤博議員。

○10番【須藤博】 納付書というものは、要するにつくってもらえばいいわけですよ。その辺、損害賠償が発生するとまずいということで、すぐにそれは東京電力と交渉して、遅延が最小限にとどまるような努力をしたのかしないのか。その辺はどうなのでしょう。

○議長【中間建二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 今回の件につきましては、支払いの振り込みができなかったことを組合が認知しましたのが5月2日でございますので、その時点

では既に損害賠償金が発生したことになります。4月25日から5月1日までの間では組合では現金処理、納付書処理ということはできませんでした。

○議長【中間建二】 須藤博議員。

○10番【須藤博】 要するに、早目にこれを何とか支払う方法があれば、賠償金は少なくなったことは事実なんですね。

○議長【中間建二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 今回の件でございますが、口座振替日というのと納付期限というのは違ってございまして、口座振替日は納期限より前に設定されております。納期限までにいずれかの方法で支払えばよろしかったのですが、私どものほうは東京電力と前月の25日に口座振替をするというお約束をしておりまして、実際に納付期限というのは5月1日でございますので、私どものほうで事務をやっております中では、25日に現金が引き落とし口座に入っていれば当然引き落とされるわけですが、そこを誤って26日に入金する依頼をしてしまいましたので、もう1回引き落としがされるだろうというようなこともありまして、口座に入っていることで既に支払いが完了していると認識してしまったのがそもそもの間違いだったということになります。25日の振替日の翌日に、実際には26日に入っていたのですが、振替がされていると思っておりましたので、支払いがされていないという連絡が来たのが5月2日、納期限の翌日だったもので、それまでは私どものほうは支払っていないという認識がなかったという状況でございます。

ですから、納期限を過ぎて、2日に連絡があつてすぐに払えば、1日とか2日の延滞金でよかったのですが、現金を持って行っても、東電さんの納付書がないと支払えないという事情と、それから連休が入ってしまったという事情もございまして、納付書が届いたのが連休明けになりましたので、そういった事情で、今度は知ってからも何日か、お支払いするまでに時間を要してしまったと

いう事情がございます。

今回のことで、仕組みのほうもよく把握いたしまして、前日処理をして、2回機会を持って支払いができるように対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長【中間建二】 須藤博議員。

○10番【須藤博】 普通、個人の口座から落ちるときは、落ちていなければまた次の日に銀行が落ちるような、たしか3回ぐらいあるような記憶があるのですが、そういう意味では、東電の引き落としシステムにもかなり欠陥があるのかなと思いました。それと、ご担当も、即、東電の支店のほうに行って、納付書の再発行をしてくださいということですのですぐに頼んで、連休で遅くならないように動けばよかったのかなという感じは持っております。わかりました。

○議長【中間建二】 ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中間建二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中間建二】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

日程第4、議案第8号、損害賠償の額の決定について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中間建二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、小

平・村山・大和衛生組合議会 6月臨時会を散会いたします。

午前 10時 21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 中 間 建 二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 宮 寺 賢 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾 崎 利 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 田 口 和 弘